

走行の順序について

1. 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご走行ください。

①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

山口発着エリア



②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が
ご利用期間中乗り降り自由

岡山・福山周遊エリア

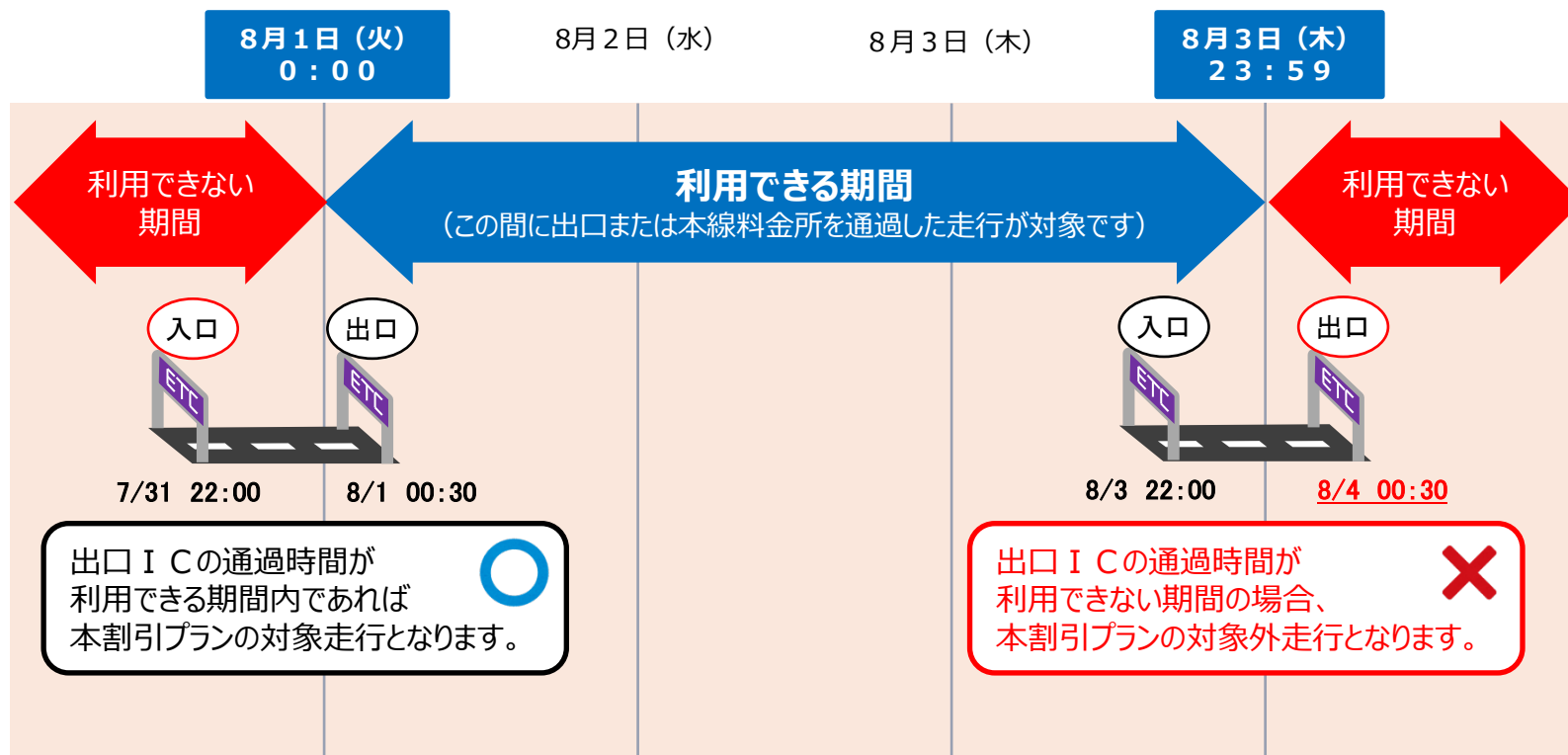
③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から
発着エリア内の対象 I C までのご走行

ご走行日時の判定について

2. 各走行の走行日時の判定は、**出口**料金所を通過した時間で行います。

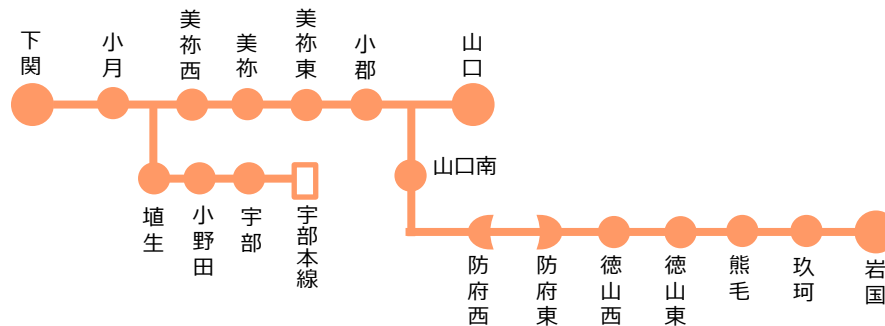
・8月1日(火)をご利用開始日として「全日3日間プラン」を利用する場合



走行方法について その1

往路走行は、山口発着エリアの対象 I Cからご出発ください。

山口発着エリア内の対象IC



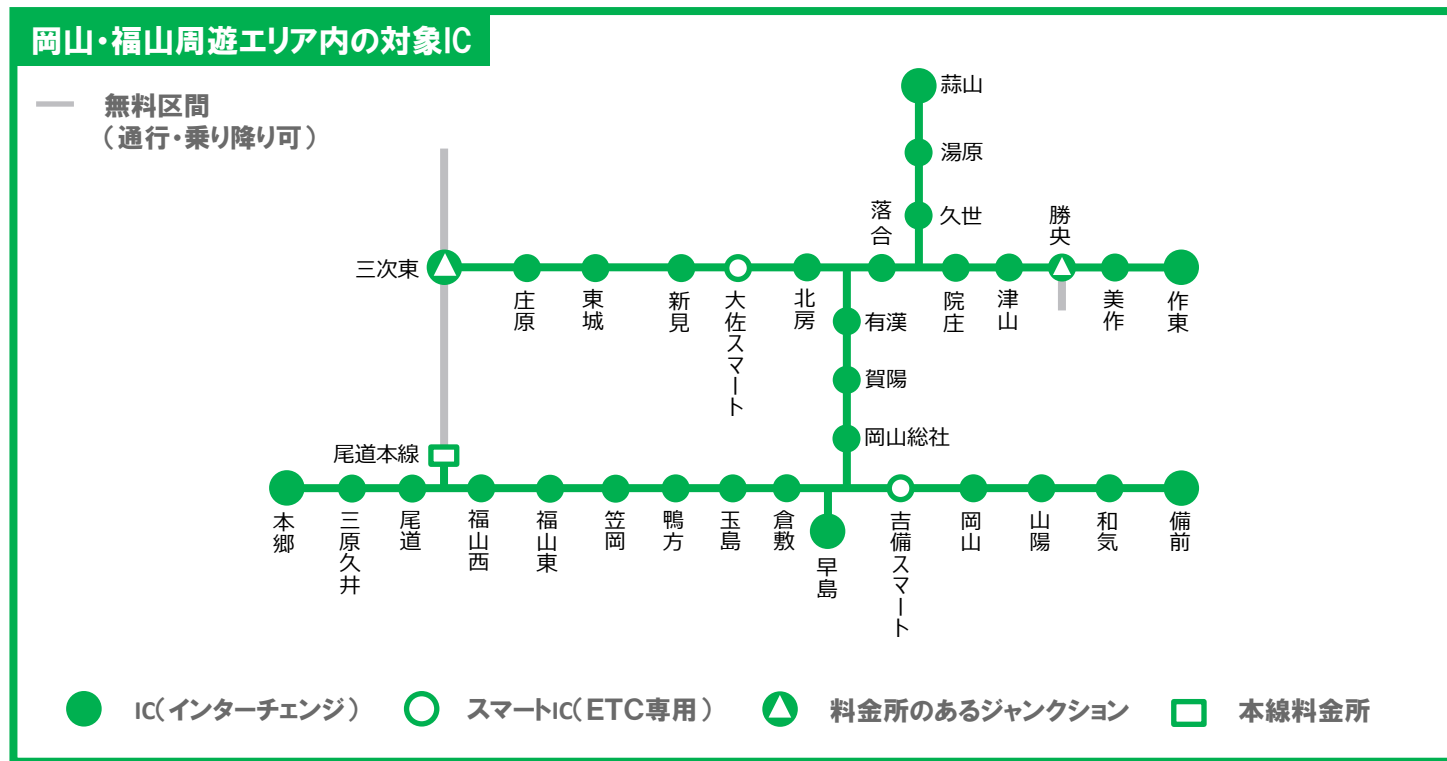
● IC(インターチェンジ) ◐ IC(片方側への乗り降りしかできないインターチェンジ) □ 本線料金所

走行方法について その2

往路走行は、周遊エリアの対象 I Cでお降りください。



周遊走行は、周遊エリアの対象 I Cが乗り降り自由となります。



復路走行は、周遊エリアの対象 I Cからご出発ください。

お問い合わせの多い内容について

Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

■本割引プランの料金が適用となる走行例

各走行	各走行の有無			
①往路走行	○	○	○	○
②周遊走行	○	-	○	-
③復路走行	○	○	-	-

往路走行が完了していれば、
周遊走行・復路走行がない場合でも
本割引プランの料金が適用となります。

Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

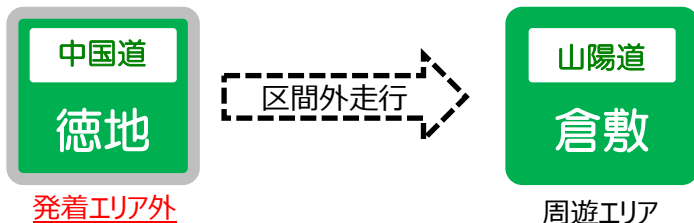
■全日3日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間
○	○	○

発着エリア外の I C からのご利用方法 (往路走行・復路走行)

・徳地 I C から倉敷 I C までご利用の場合

× 本割引プランの適用にならない走行



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
上図の場合、徳地 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。

○ 本割引プランの適用になる走行



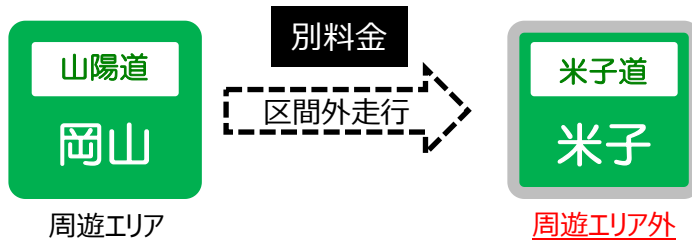
上図の場合、山口発着エリア内の山口 I C で一旦乗り直して、周遊エリア内の倉敷 I C まで走行しているため往路走行が成立し、本割引プランが適用となります。(山口 I C ～徳地 I C の通行料金は別途必要となります。)

※復路走行は「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、発着エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
発着エリア外へご走行の場合は、必ず発着エリア内の I C で乗り直しをお願いいたします。

周遊エリア外の I C へのご利用方法 (周遊走行)

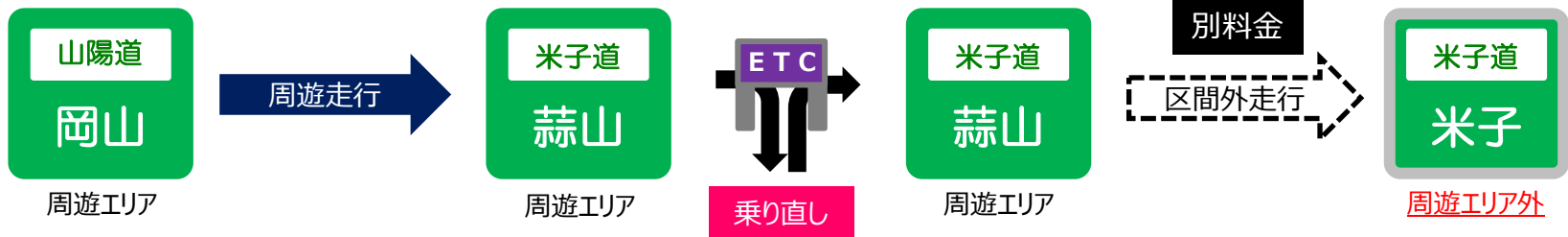
・岡山 I C から米子 I C までご利用の場合

× 本割引プランの適用にならない走行



周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。
上図の場合、米子 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、岡山 I C ~ 米子 I C の全区間の通行料金が必要です。

○ 本割引プランの適用になる走行

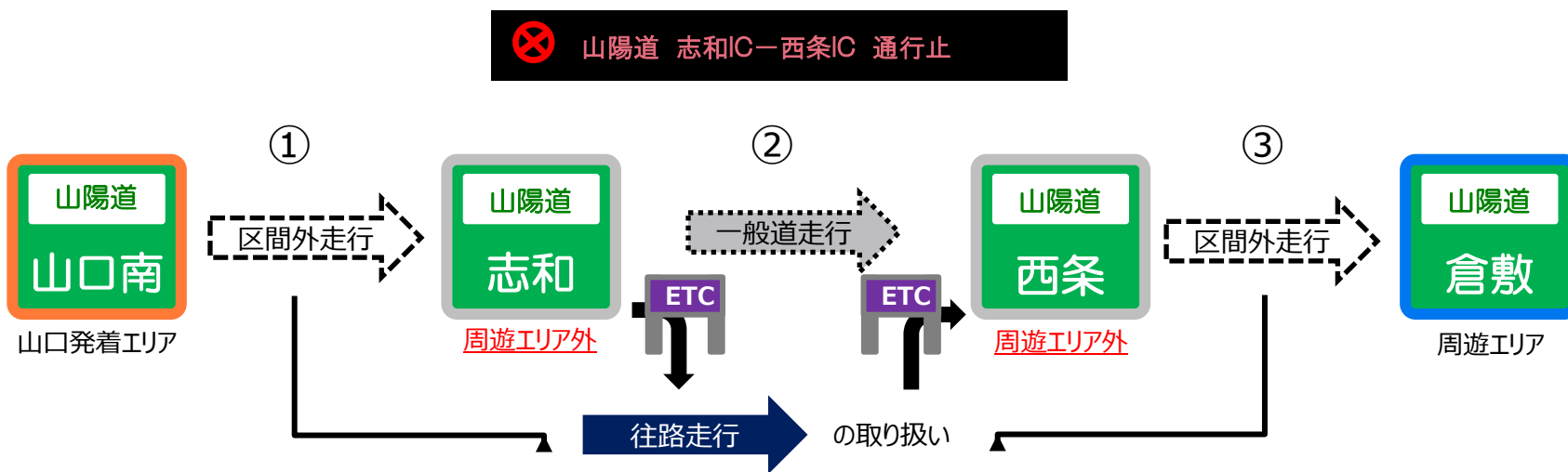


上図の場合、周遊エリア内の蒜山 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の米子 I C まで走行しているため、蒜山 I C ~ 米子 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。

通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。
(迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

・(例) 山口南 I C から倉敷 I C までの往路走行の途中に、通行止めにより志和ICで流出した場合



①山口南 I C から走行いただき、通行止め開始区間の手前となる志和 I C で高速道路を降りてください。

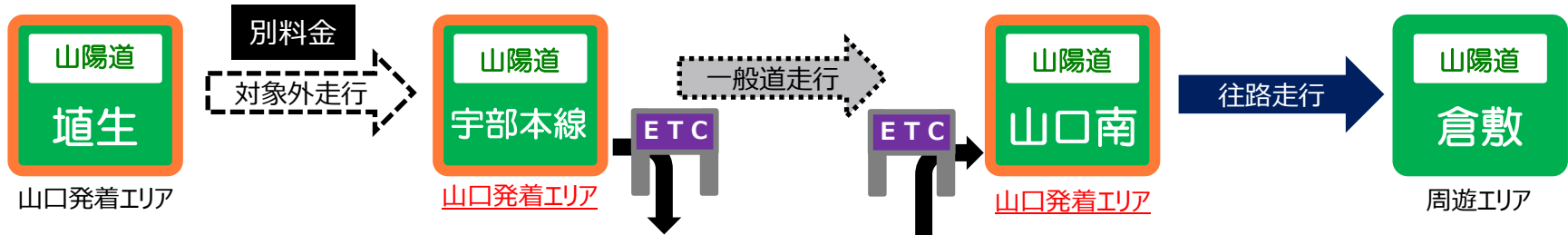
②一般道で通行止め区間を迂回してください。

③西条 I C で高速道路を乗り直し、倉敷 I C までご走行ください。

⇒山口南 I C ～倉敷 I C の直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

本割引プランの対象外となる走行例 (往路走行)

①途中、発着エリア内の I C で流出した場合

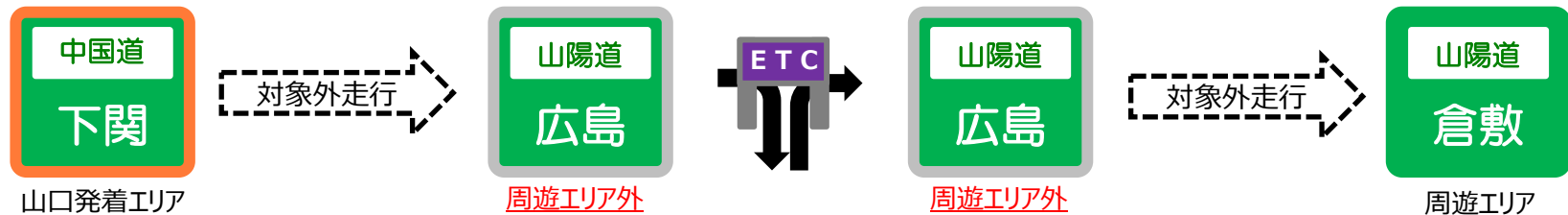


往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
上図の場合、発着エリア内の宇部本線で一旦、高速道路を降り、一般道を経由して山口南 I C から再度乗り直しているため、
往路走行は山口南 I C ～倉敷 I C となります。

そのため、本割引プランの料金に加えて埴生 I C ～宇部本線の通行料金が別途必要です。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合や中国道の工事に伴う迂回料金調整実施期間中を除きます。

②途中、周遊エリア外の I C で流出した場合



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
上図の場合、広島 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず**本割引プランが適用されません。**

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。